

## 中核市災害時相互応援に関する協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

### （応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

### （応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

### （連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したと

きは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第 6 条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回地域防災計画  
その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第 7 条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中  
核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第 8 条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会  
長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第 9 条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場  
合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第 10 条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）  
第 39 条第 2 項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関  
し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第 11 条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協  
定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第 12 条 この協定は、平成 31 年 4 月 1 日から効力を発生するものとする。

平成 31 年 4 月 1 日

函 館 市	函 館 市 長
旭 川 市	旭 川 市 長
青 森 市	青 森 市 長
秋 田 市	秋 田 市 長
山 形 市	山 形 市 長
郡 山 市	郡 山 市 長
い わ き 市	い わ き 市 長
盛 岡 市	盛 岡 市 長
宇 都 宮 市	宇 都 宮 市 長
川 越 市	川 越 市 長
越 谷 市	越 谷 市 長
八 王 子 市	八 王 子 市 長
甲 府 市	甲 府 市 長
船 橋 市	船 橋 市 長
横 須 賀 市	横 須 賀 市 長

柏		市	柏	市	長
前	橋	市	前	橋	長
高	崎	市	高	崎	長
富	山	市	富	山	長
福	井	市	福	井	長
金	沢	市	金	沢	長
長	野	市	長	野	長
岐	阜	市	岐	阜	長
豊	橋	市	豊	橋	長
岡	崎	市	岡	崎	長
豊	田	市	豊	田	長
高	槻	市	高	槻	長
枚	方	市	枚	方	長
東	大 阪	市	東	大 阪	長
寢	屋 川	市	寢	屋 川	長
姫	路	市	姫	路	長
奈	良	市	奈	良	長
和	歌 山	市	和	歌 山	長
大	津	市	大	津	長
西	宮	市	西	宮	長
尼	崎	市	尼	崎	長
豊	中	市	豊	中	長
倉	敷	市	倉	敷	長
福	山	市	福	山	長
吳		市	吳	市	長
下	関	市	下	関	長
高	松	市	高	松	長
松	山	市	松	山	長
高	知	市	高	知	長
長	崎	市	長	崎	長
佐	世 保	市	佐	世 保	長
大	分	市	大	分	長
宮	崎	市	宮	崎	長
鹿	児 島	市	鹿	児 島	長
久	留 米	市	久	留 米	長
那	覇	市	那	覇	長

協定締結権者

倉敷市長

(参考)

中核市市長会防災担当者会議

ブロック名称	地方	構成市
北海道・東北・関東 ブロック (23市)	北海道・東北地方	函館市, 旭川市, 青森市, 秋田市, 郡山市, いわき市, 盛岡市, 山形市, 八戸市, 福島市
	関東地方	宇都宮市, 川越市, 越谷市, 船橋市, 横須賀市, 八王子市, 柏市, 前橋市, 高崎市, 藤沢市, 越谷市, 川口市, 水戸市, つくば市
中部ブロック (13市)	北陸・甲信越地方	富山市, 金沢市, 長野市, 福井市, 甲府市, 松本市
	東海地方	岐阜市, 豊橋市, 岡崎市, 豊田市, 四日市市, 津市, 一宮市
近畿・中国ブロック (19市)	近畿地方	高槻市, 東大阪市, 姫路市, 奈良市, 和歌山市, 大津市, 枚方市, 西宮市, 尼崎市, 豊中市, 明石市, 八尾市, 寝屋川市
	中国地方	倉敷市, 福山市, 呉市, 下関市, 鳥取市, 松江市
四国・九州ブロック (10市)	四国地方	高松市, 松山市, 高知市
	九州地方	長崎市, 佐世保市, 大分市, 宮崎市, 鹿児島市, 久留米市, 那覇市, 佐世保市

(参考)

応援チーム

応援チーム番号	中核市名
①	函館市・郡山市・宇都宮市・岡崎市・奈良市・松山市・長崎市・枚方市, 鳥取市・甲府市
②	いわき市・高崎市・柏市・長野市・大津市・福山市・大分市・八王子市・明石市・寝屋川市
③	青森市・横須賀市・岐阜市・豊橋市・尼崎市・倉敷市・那覇市・越谷市・八尾市・山形市
④	旭川市・前橋市・豊田市・高槻市・姫路市・高知市・鹿児島市・呉市・福島市・福井市
⑤	秋田市・船橋市・金沢市・西宮市・和歌山市・下関市・宮崎市・佐世保市・川口市
⑥	盛岡市・川越市・富山市・東大阪市・高松市・久留米市・豊中市・八戸市・松江市

## 応援経費の負担基準

### 1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた市町村が負担する経費の額は、応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした市町村の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が、応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

### 2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援をした市町村は、第3条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた市町村に請求する。

区 分	経 費
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号から第3号までの資機材（同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第1条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援をした市町村の市町村長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

(様式 1)

第 号  
年 月 日

中核市連絡会防災担当者会議長 様

要請市

応援要請書

中核市災害時相互応援に関する協定に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 応援を要請する理由

2 添付書類

3 連絡先  
担当課

担当者

電話番号

F A X 番号



(様式 1 - 3) (様式 2 - 2)

応援要請 (計画) 書 2 (職員の派遣)

応援要請市	市名	
	所属	
	担当者	
	電話番号	
	F A X 番号	

応援市	市名	
	所属	
	担当者	
	電話番号	
	F A X 番号	

応援要請内容 (応援要請市が記入)						
職種	活動内容	人員	勤務場所 (地図番号)	勤務先名称 : Tel	輸送手段	現地 責任者
					陸路 可 ・ 不可  最寄ヘリポート等	

受諾内容 (応援市が記入)							
応援市	人員	期間	派遣担当 所属	担当者	電話番号	FAX 番号	備考
		~					



(様式 2)

第 号  
年 月 日

応援要請市・ブロック幹事市  
(又は中核市連絡会防災担当者会議会長) 様

応援市 市長  
(又は〇〇ブロック幹事市 市長)

### 応援計画書

中核市災害時相互応援に関する協定に基づき、次のとおり応援計画を作成したので通知します。

1 応援要請市名及び応援を要する理由

2 添付書類

- ・ 応援要請書の写し
- ・ 応援計画書 (様式 2-1, 様式 2-2)

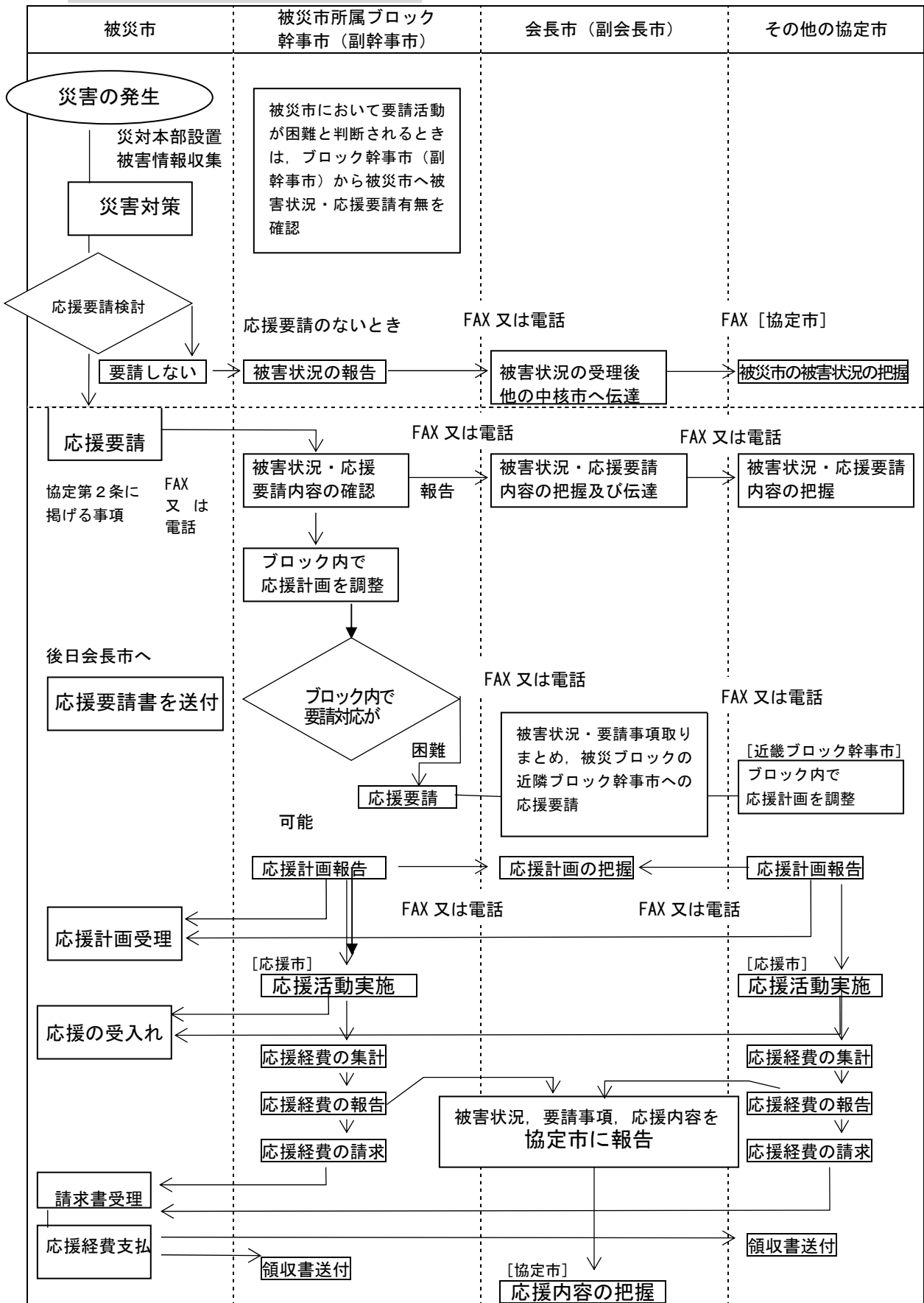
3 連絡先  
担当課

担当者

電話番号

F A X 番号

災害発生から応援活動の完了まで



## 中核市災害時相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市(以下「応援要請市」という。)の負担とし、その他の経費は応援をした市(以下「応援市」という。)の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援(以下「応援業務」という。)に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。)の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議し

て定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、平成28年4月1日から効力を発生するものとする。

平成28年4月1日

函 館 市	函 館 市	長
旭 川 市	旭 川 市	長
青 森 市	青 森 市	長
秋 田 市	秋 田 市	長
郡 山 市	郡 山 市	長
い わ き 市	い わ き 市	長
盛 岡 市	盛 岡 市	長
宇 都 宮 市	宇 都 宮 市	長
川 越 市	川 越 市	長
越 谷 市	越 谷 市	長
八 王 子 市	八 王 子 市	長
船 橋 市	船 橋 市	長
横 須 賀 市	横 須 賀 市	長
柏 市	柏 市	長
前 橋 市	前 橋 市	長
高 崎 市	高 崎 市	長
富 山 市	富 山 市	長
金 沢 市	金 沢 市	長
長 野 市	長 野 市	長
岐 阜 市	岐 阜 市	長
豊 橋 市	豊 橋 市	長
岡 崎 市	岡 崎 市	長
豊 田 市	豊 田 市	長
高 槻 市	高 槻 市	長
枚 方 市	枚 方 市	長
東 大 阪 市	東 大 阪 市	長
姫 路 市	姫 路 市	長
奈 良 市	奈 良 市	長
和 歌 山 市	和 歌 山 市	長
大 津 市	大 津 市	長
西 宮 市	西 宮 市	長
尼 崎 市	尼 崎 市	長

豐	中	市	豐	中	市	長
倉	敷	市	倉	敷	市	長
福	山	市	福	山	市	長
吳		市	吳	市		長
下	関	市	下	関	市	長
高	松	市	高	松	市	長
松	山	市	松	山	市	長
高	知	市	高	知	市	長
長	崎	市	長	崎	市	長
佐	世	保	佐	世	保	市
大	分	市	大	分	市	長
宮	崎	市	宮	崎	市	長
鹿	児	島	鹿	児	島	市
久	留	米	久	留	米	市
那	霸	市	那	霸	市	長

協定締結権者

豐	橋	市	豐	橋	市	長
---	---	---	---	---	---	---